

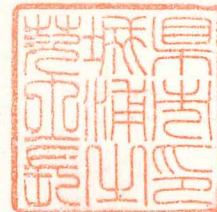
土浦市一般廃棄物処理業許可証

住 所 土浦市西根南二丁目11番21号
氏 名 株式会社 伊東商事
代表取締役 伊東 博幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和6年3月25日

土浦市長 安藤 真理子



許 可 番 号	第 2 号
営業所の所在地	稲敷郡阿見町実穀1269番地20
営業所の名称	株式会社 伊東商事 阿見営業所
取扱廃棄物	一般廃棄物（ごみ、生ごみ、木くず・草等、紙くず） （特定家庭用機器再商品化法対象機器）
事業の範囲	収集及び運搬
営業区域	土浦市内（土浦区域・新治区域）
許可期間	令和6年 4月 1日 から 令和8年 3月 31日 まで
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び土浦市 廃棄物の処理及び再利用に関する条例等関係法令 を遵守すること。 2 搬入場所は別紙のとおりとする。 3 ダンプ車・平ボディ車等については、運搬業務 中に荷台から飛散しないようシート等で覆うこと。 4 市長の指示に従うこと。

複写無効

(別紙)

- ・ごみ : 土浦市清掃センター
- ・生ごみ : 土浦市東中貫町6番9
日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター
- ・木くず、草等 : ひたちなか市津田2554番地2
勝田環境株式会社
つくば市片田字浦割東499番地
株式会社 ヤマゲン
- ・紙くず : ひたちなか市山崎130番地
日和サービス株式会社
- ・特定家庭用機器再商品化法対象機器 :
家電リサイクル法に係る指定引取場所

